

京都市大気汚染対策指導要綱

京都市大気汚染対策指導要綱

昭和51年8月10日（制定）
平成元年6月1日（改正）
平成22年4月1日（改正）

（目 的）

第1条 この要綱は、^{みやこ}京の環境共生推進計画に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物について必要な基準等を定めることにより、京都市環境保全基準の維持達成を図り、もって市民の健康と快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設及び伝熱面積（日本工業規格（以下「JIS」という。）B8201及びB8203で定めるところにより算出された伝熱面積）5平方メートル以上を有するボイラーであって、硫黄酸化物及び窒素酸化物を排出するものをいう。

2 この要綱において「定格能力」とは、ばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算した能力をいい、別に定める換算方法によるものとする。

また、「定格能力の合計」とは、工場等に設置する予備及び休止施設を除くすべてのばい煙発生施設を対象として算定するものとする。

3 この要綱において「指定工場等」とは、ばい煙発生施設を設置する工場等であって、その定格能力の合計が1時間当たり800リットル以上のものをいう。

4 この要綱において「一般工場等」とは、ばい煙発生施設を設置する工場等であって、指定工場等以外の工場等をいう。

（達成目標値）

第3条 本市において達成すべき大気中の二酸化硫黄濃度の目標値は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下、大気中の二酸化窒素濃度の目標値は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下（ただし、当分の間、1時間値の1日平均値0.04ppm以下）とする。

(指導基準等)

第4条 ばい煙発生施設を設置している者又は新たにばい煙発生施設を設置しようとする者は、燃料の良質化に努めなければならない。

2 工場等に対する指導は、別表に定める基準（以下「指導基準」という。）により行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第5条 新たにばい煙発生施設を設置し又は増設しようとする者は、当該ばい煙発生施設の設置の工事開始の日の60日前までに、その旨を市長に届け出て、公害防止に関し必要な指導を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その計画の概要等について審査し、必要があると認めるものについては、公害防止に関する措置等について指導をするものとする。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る施設の構造及び稼働状況の変更をしようとするときは、当該ばい煙発生施設の変更に係る工事開始の日の60日前までに、その旨を市長に届け出て、公害防止に関し必要な指導を受けなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第7条 第5条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名若しくは工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第8条 第5条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第5条第1項の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により

当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第5条第1項による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(協定の締結)

第9条 市長は、この要綱による指導の実効性を確保するため、次の各号に掲げる工場等を設置する事業者と公害の防止に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(1) 指定工場等

(2) 一般工場等のうち定格能力の合計が1時間当たり300リットル以上を有するもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する工場等を設置する事業者は、市長から協定の締結の要請を受けたときは、要請を受けた日から30日以内に市長に当該工場等に係る施設計画書を提出するものとする。

- 3 市長は、前項の施設計画書が提出されたときは、事業者と協定の細目等について協議し、速やかに協定を締結するものとする。

(協定の改定)

第10条 協定を締結した事業者が、ばい煙発生施設、燃料の変更その他当該協定内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行い必要に応じて協定の改定を行うものとする。

(排煙脱硫装置)

第11条 排煙脱硫装置により第4条2項に規定する指導基準に適合させようとする事業者は、別に定める基準を遵守し、当該装置からの排出水、廃棄物等について適切な処理及び処分を行うとともに窒素酸化物の排出を抑制するよう努めるものとする。

(低硫黄燃料の供給確保等の要請)

第12条 市長は、この要綱による指導を円滑に実施するため、燃料の需給状況等を的確に把握するとともに、燃料の製造業者、販売業者等に対し、低硫黄燃料の供給確保及び指導基準適合燃料の販売について協力を要請するもの

とする。

(氏名の公表)

第13条 市長は、工場等を設置する事業者が、第9条第2項の規定による施設計画書を提出しないとき、同条第3項の規定による協定を締結しないとき、施設計画を実施しないとき、その他この要綱の各条項に違反すると認めるときは、その旨を京都市公報等により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱において別に定める事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が定めるものとする。

附 則

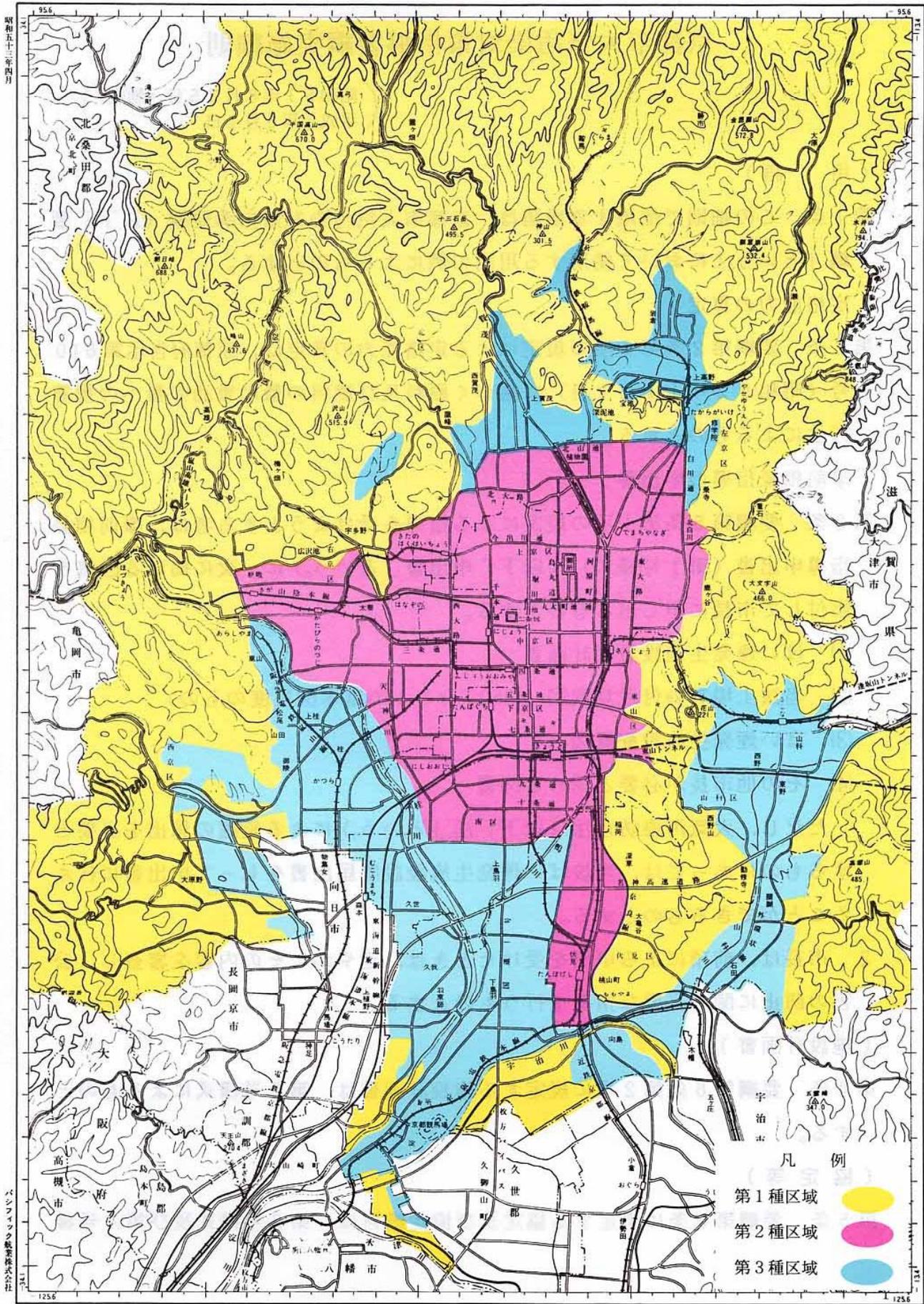
この要綱は、平成元年6月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係)

区域の区分	対 象 工 場 等		指 導 基 準						
第 1 種区域	指定工場等及び一般工場等		ガス、灯油（JISK2003 に定める 1 号灯油に限る。以下同じ。）又は電力を使用すること。						
第 2 種区域	指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等	工 場	次の式を基本として算出した硫黄酸化物の量とする $Q_0 = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$ この式において Q_0 、 W 、 W_i 、 a 、 b 及び r は、それぞれ次の値を表わすものとする。 Q_0 : 排出が許容される硫黄酸化物の量 (Nm ³ /時) W : 昭和 51 年 11 月 1 日前から設置されているばい煙発生施設の定格能力の合計 (kl/時) W_i : 昭和 51 年 11 月 1 日以降新增設されるばい煙発生施設の定格能力の合計 (kl/時) a : 1.6 b : 0.85 r : 0.3						
		事 業 場	ガス・灯油または電力を使用すること。						
	ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等	工 場	燃料の使用に係る硫黄含有率の許容限度は、0.5%とする。						
		事 業 場	ガス・灯油又は電力を使用すること。						
第 3 種区域	指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等		上記の式を基本として算出した硫黄酸化物の量とする。						
	ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等		燃料の使用に係る硫黄含有率の許容限度は、0.5%とする。						
備考									
1 この表に掲げる区域の区分とは、それぞれ次の各号で定めた区域をいう。ただし、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域以外の区域は除く。 (1) 第 1 種区域 都市計画法による市街化区域以外の区域又は近畿圏整備法による保全区域のいずれかに該当する区域 (2) 第 2 種区域 鴨川右岸線と府道伏見港京都停車場線との交差点を起点とし、順次同府道、市道京都環状線、西日本旅客鉄道東海道本線、桂川左岸線、府道中山稲荷船及び鴨川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域又は近畿圏整備法による既成都市区域 (3) 第 3 種区域 前各号に定める区域以外の地域 なお、平成元年 6 月 1 日以降新たに第 3 種区域となった地域のうち都市計画法による第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域に指定された地域については、第 2 種区域の扱いをする。 2 指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等において、昭和 51 年 11 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設等に係る指導基準はこの表によらず、上記の式を基本として算出した硫黄酸化物とする。 3 ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等において、昭和 51 年 11 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の使用燃料中硫黄含有率の許容限度はこの表によらず、次によるものとする。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">W₀</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">100 未満</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">100 以上 300 未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S₀</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </table>				W ₀	100 未満	100 以上 300 未満	S ₀	0.8	0.5
W ₀	100 未満	100 以上 300 未満							
S ₀	0.8	0.5							
W ₀ : 昭和 51 年 11 月 1 日前から設置されているばい煙発生施設の定格能力の合計 (kl/時) S ₀ : 使用燃料中の硫黄含有率 (%)									

適用区域図



京都市大気汚染対策指導要綱実施細則

昭和51年8月10日（制定）
平成元年6月1日（改正）
平成22年4月1日（改正）

（用語）

第1条 この細則で使用する用語は、京都市大気汚染対策指導要綱（以下「要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

（定格能力の算定）

第2条 要綱第2条第2項の規定による定格能力の算定は、京都府告示第610号（昭和52年11月1日）に基づく原料及び燃料の量の重油の量への換算方法によるものとする。

（ばい煙発生施設設置等の届出）

第3条 要綱第5条第1項及び第6条の規定による指導を受けようとする者は、別記第1号様式に、次に掲げる図書を添付して市長に届け出るものとする。

- (1) ばい煙発生施設設置計画書
- (2) 当該工場等の付近見取図（2500分の1の基本図程度のもの）
- (3) ばい煙発生施設設置配置図
- (4) その他市長が必要と認める図書

ただし、大気汚染防止法による設置の届出を必要とするものにあつては、当該ばい煙発生施設設置届出書をもって届出書に代えることができるものとする。

2 市長は、前項による届出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、公害の防止に関し必要な指導を行うものとする。

（氏名の変更等の届出）

第4条 要綱第7条に規定する届出は、氏名等の変更に係る場合にあつては別記第2号様式、施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記第3号様式によるものとする。

（承継の届出）

第5条 要綱第8条第3項に規定する届出は、別記第4号様式によるものとする。

（施設計画書）

第6条 要綱第9条第2項に規定する施設計画書は、別記第5号様式によるものとする。

(協 定 等)

第7条 要綱第9条に規定する協定及び協定細目は、別記第6号様式及び第7号様式で行うものとし、硫黄酸化物年間許容排出量及び硫黄含有率の許容限度の算定は、別表によるものとする。

(弁明の機会)

第8条 市長は、要綱第13条に規定する氏名の公表をしようとするときは、あらかじめその事業者に書面をもって違反する事由を通知し弁明の機会を与えるものとする。

附 則

この細則は、平成元年6月1日から実施する。

この細則は、平成22年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

1 硫黄酸化物年間許容排出量の算定方法

(1) 昭和51年11月1日前に設置されているばい煙発生施設のみを有する場合

$$Q_0 = a w^b \times 8760 \times \alpha \cdots \cdots \textcircled{1}$$

この式において、 Q_0 、 w 、 α 、 a 及び b はそれぞれ次の値を表すものとする。

Q_0 硫黄酸化物年間許容排出量 (N m³/年)

w 昭和51年11月1日前に設置されているばい煙発生施設に係る重油換算月平均最大原燃料使用量の合計 (kl/時) [基準年次昭和51年度]

a 1,6

b 0.85

α 次式により算出した工場等におけるばい煙発生施設の時間稼働率

$$\alpha = \frac{\sum w'_n \cdot \alpha_n}{\sum w'_n}$$

w'_n : ばい煙発生施設毎の重油換算年間原燃料使用量 (kl/時)

α_n : ばい煙発生施設毎の時間稼働率

ただし、 $\alpha_n = \frac{T_n}{8760}$

T_n : ばい煙発生施設毎の年間稼働率 (時)

(2) (1) 以外の場合

$$Q_0' = Q_0 + r \times a \{(w + w_i)^b - w^b\} \times 8760 \times \alpha' \cdots \cdots \textcircled{2}$$

この式において Q_0 、 w 、 a 及び b は①と同じ扱いとし、 Q_0' 、 w' 、 r 及び α' はそれぞれ次の値を表すものとする。

Q_0' 硫黄酸化物年間許容排出量 (N m³/年)

w_i 昭和51年11月1日以降に設置されたばい煙発生施設に係る重油換算月平均最大原燃料使用量 (kl/時)

r 0.3

α' 昭和51年11月1日以降に設置されたばい煙発生施設の時間稼働率

(3) 一部廃止の場合

廃止されたばい煙発生施設に係る月平均最大原燃料使用量 (kl/時) を W_0 とするとき、当該施設の設置時期が昭和 51 年 11 月 1 日前にあっては②式の w から w_0 を差し引いて適用し、昭和 51 年 11 月 1 日以降にあっては②式の w_i から w_0 を差し引いて算定するものとする。

2 硫黄含有率の算定方法

(1) 都市ガスのみを使用する場合

$$S=0.00$$

(2) (1) 以外の場合

$$S = \frac{aW^b + r \cdot a\{(W+W_i)^b - W^b\}}{7 \times (W+W_i)^b \times p}$$

これらの式において S , W , W_i , a , b , r 及び p はそれぞれ次の値を表すものとする。

S 適用される許容硫黄含有率 [%] (少数第 3 位切り捨第 2 位まで)

W 昭和 51 年 11 月 1 日前に設定されているばい煙発生施設 (都市ガスを使用するものを除く。) の定格能力の合計 [kl/時]

W_i 昭和 51 年 11 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設 (都市ガスを使用するものを除く。) の定格能力の合計 [kl/時]

a 1.6

b 0.85

r 0.3

p 使用される原料及び燃料の比重

第1号様式（第3条関係）

ばい煙発生施設設置（変更）届出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名。 記名押印又は署名）
電話（ ） -	印

京都市大気汚染対策指導要綱第5条第1項（第6条）の規定により、次のとおり届け出ます。			
ばい煙発生施設の 定格能力の合計	／時 うち届出に係る 新設（変更）分 ／時		
工場等の所在地		工場等の名称	電話（ ）
事業内容		主な製品名	
用途地域	第1種低住専, 第2種低住専, 第1種中高住専, 第2種中高住専, 第1種住専, 第2種住専, 準住居, 近商, 商業, 準工, 工業, 工業専用, その他（ ）		
基準適用 区域区分	第1種区域, 第2種区域, 第3種区域		
排水の放流先	下水道, 公共用水域（ ），その他（ ）		
着手予定年月日	年 月 日	使用開始 予定年月日	年 月 日
ばい煙発生施設 設置計画書	別紙のとおり。		
付近見取図	別紙のとおり。		
ばい煙発生施設 配置図	別紙のとおり。		

別 紙

ばい煙発生施設設置（変更）計画書

		新 設（ 変 更 ）		既 設	
計 画 の 概 要	施 設 の 種 類				
	使 用 目 的				
	設 置 台 数				
	定 格 能 力 の 合 計 (/ 時)				
	原 料 の 処 理 能 力 (t / 時)				
	焼 却 能 力 (kg / 時)				

施 設 の 構 造 ・ 稼 動 状 況	施 設 の 番 号						
	施 設 の 名 称						
	施 設 の 型 式						
	着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	排 出 口	番 号					
		実 高 さ (m)					
		内 径 (cm)					
	規 模	伝 熱 面 積 (m ²)					
		定 格 能 力 (/ 時)					
		原 料 の 処 理 能 力 (t / 時)					
		焼 却 能 力 (kg / 時)					
	稼 動 状 況	燃 原 料 の 種 類					
		硫 黄 含 有 率 (%)					
		年 間 使 用 量					
		稼 動 期 間		月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月
稼 動 日 数 (日 / 年)							
稼 動 時 間 (時 / 年)							
定 格 比 (%)							
排 煙 処 理	施 設 番 号						
	処 理 方 法						
	SO ₂ 捕 集 効 率 (%)						

工程図及び排煙系統図

(1) 工程図
(2) 排煙系統図

公害防止組織及び対策の概要

(1) 公害防止組織
(2) 公害防止対策の概要

(注) 紙面不足の場合は，別途 A4 用紙に記入し添付すること

氏名等変更届出書

（あて先）京都市長

年 月 日

届出者住所

フリガナ 名 称

フリガナ 代表者氏名

印

電話（ ） ー

番

担当者職氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、京都市大気汚染対策指導要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

（参考）工場・事業場名

工場・事業場所在地

第3号様式（第4条関係）

ばい煙発生施設使用廃止届出書

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

届出者住所

フリガナ
名 称

フリガナ
代表者氏名

印

電話番号（ ） ー 番

担当者職氏名

ばい煙発生施設の使用を廃止したので、京都市大気汚染対策指導要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日			
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

第4号様式（第5条関係）

承 継 届 出 書

平成 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

届出者住所

フリ ガナ
名 称

フリ ガナ
代表者氏名

印

電話 () ー 番

担当者職氏名

ばい煙発生施設に係る届出者の地位を承継したので、京都市大気汚染対策指導要綱第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整理番号		
工場又は事業場の 所 在 地		※受理年月日	年 月 日	
施 設 の 種 類		※施設番号		
施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日	年 月 日			
被承継者	氏名又は 名 称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさには、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

施 設 計 画 書

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表氏名。記名押印又は署名）

印

（記入担当者 電話 ー ）

京都市大気汚染対策指導要綱第9条第2項の規定により、施設計画書を下記のとおり提出します。

記

1 硫黄酸化物削減計画

(1) 達成期限、硫黄含有率及び硫黄酸化物年間排出量

達成期限	年間排出量 (N m ³ /年)	硫黄含有率の上限 (%)
年 月 日以降		
年 月 日以降		

(2) 硫黄酸化物削減方法

ア 工場・事業場単位計画 ——— 原燃料の年間使用量等 ———

時 期	原 燃 料 の 種 類	平 均 硫 黄 含 有 率 (%)	原 燃 料 の 年 間 総 使 用 量 (単 位)	平 均 捕 集 効 率 (%)	年 間 層 排 出 量 (N m ³ /年)
昭 和 5 1 年 度 実 施					
年 月 日以降					
年 月 日以降					

イ 工場・事業場単位計画 ——— 排煙脱硫装置等 ———

時 期	捕集効率 (%)		O ₂ 計	SO ₂ 計		NO _x 計	捕 集 効 率 の 根 拠	維 持 管 理 方 法 等
	平 均	下 限		入 口	出 口			
年 月 日現在							別 添 の と お り。	別 添 の と お り。
年 月 日以降								
年 月 日以降								

ウ 施設単位計画 別紙1のとおり。

エ 工場操業系統図及び排煙系統図 別紙2及び別紙3のとおり。

2 硫黄酸化物削減計画及び将来計画に関する説明 別添のとおり。

別紙1 施設単位計画

1) 許容基準算定基礎 (昭和51年度実績)

① 施設 番号	② 施設の 種類	③ 設置 年月日	④ 休 ・ 予	定 格 能 力			⑧ 原燃料 の種類	換算原燃料使用量		⑪ 年間時間 稼 動 率 (%)	⑫ 備 考
				⑤ 換算前	⑥ 単 位	⑦ 換 算 後 (ℓ/時)		⑨ 年間総量 (Kℓ/年)	⑩ 月平均最大 (ℓ/時)		
工場・事業場の合計						⑬		⑭	⑮	⑯	

2) 削減計画 (年 月 日から実施する計画)

① 施設 番号	② 施設の 種類	③ 設置 年月日	④ 廃 休 予	定 格 能 力			⑧ 原燃 料の 種類	原燃料計画使用量				⑬ 硫 黄 含有率 (%)	⑭ 年 間 総排出量 (N m ³ /年)	⑮ 備 考
				⑤ 換算前	⑥ 単 位	⑦ 換 算 後 (ℓ/時)		⑨ 年間 総量	⑩ 単 位	⑪ 月平均 最 大	⑫ 単 位			
工場・事業場の合計						⑯		⑰	⑱	⑲	⑳		㉑	

別紙 2

工場操業系統図

別紙 3

排煙系統図